

## 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

## 理 由

上告復代理人山本毅の上告受理申立て理由について

1 本件は、上告人が振り出した第1審判決別紙手形目録記載の約束手形（以下「本件手形」という。）を受取人が盗取され、被上告人においてこれを善意取得した後、受取人の申立てにより本件手形につき除権判決の言渡しがされたという事実関係の下において、被上告人が上告人に対して手形金請求をした事案である。

2 【要旨】手形について除権判決の言渡しがあったとしても、これよりも前に当該手形を善意取得した者は、当該手形に表章された手形上の権利を失わないと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

手形に関する除権判決の効果は、当該手形を無効とし、除権判決申立人に当該手形を所持するのと同一の地位を回復させるにとどまるものであって、上記申立人が実質上手形権利者であることを確定するものではない（最高裁昭和26年（オ）第424号同29年2月19日第二小法廷判決・民集8巻2号523頁参照）。手形が善意取得されたときは、当該手形の従前の所持人は、その時点で手形上の権利を喪失するから、その後に除権判決の言渡しを受けても、当該手形を所持するのと同一の地位を回復するにとどまり、手形上の権利までも回復するものではなく、手形上の権利は善意取得者に帰属すると解するのが相当である。

加えて、手形に関する除権判決の前提となる公示催告手続における公告の現状からすれば、手形の公示催告手続において善意取得者が除権判決の言渡しまでに裁判所に対して権利の届出及び当該手形の提出をすることは實際上困難な場合が多く、除権判決の言渡しによって善意取得者が手形上の権利を失うとするのは手形の流通

保護の要請を損なうおそれがあるというべきである。

3 そうすると、被上告人が本件手形について除権判決の言渡しがされる前にこれを善意取得したとの事実に基づき、被上告人の上告人に対する手形金請求を認容した原審の判断は正当として是認することができる。

上記判断は所論引用の判例に抵触するものではなく、原判決に所論の違法はないから、論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 町田 顯 裁判官 井嶋一友 裁判官 藤井正雄 裁判官 大出  
峻郎 裁判官 深澤武久)